

一戸町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名	： 一戸町
事 業 名	： 一戸町特定地域生活排水処理事業
策 定 日	： 平成 28 年 12 月
計 画 期 間	： 平成 28 年度 ～ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度、(16年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用企業 令和6年4月適用予定
処理区域内人口密度	2.7人/ha	流域下水道等への 接続の有無	
処理区数			
処理場数			
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。 当町の特定地域生活排水処理事業は、定額制の料金体系をとっています。																									
	(単位:円/月 税抜き)																									
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>6人槽～7人槽</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>8人槽～10人槽</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>11人槽～15人槽</td><td>7,100円</td></tr> <tr><td>16人槽～20人槽</td><td>8,600円</td></tr> <tr><td>21人槽～25人槽</td><td>10,900円</td></tr> <tr><td>26人槽～30人槽</td><td>12,100円</td></tr> <tr><td>31人槽～40人槽</td><td>14,300円</td></tr> <tr><td>41人槽～50人槽</td><td>16,600円</td></tr> <tr><td>51人槽</td><td>別に定める</td></tr> </tbody> </table>		人槽区分	月額使用料	5人槽	4,600円	6人槽～7人槽	5,000円	8人槽～10人槽	5,600円	11人槽～15人槽	7,100円	16人槽～20人槽	8,600円	21人槽～25人槽	10,900円	26人槽～30人槽	12,100円	31人槽～40人槽	14,300円	41人槽～50人槽	16,600円	51人槽	別に定める		
人槽区分	月額使用料																									
5人槽	4,600円																									
6人槽～7人槽	5,000円																									
8人槽～10人槽	5,600円																									
11人槽～15人槽	7,100円																									
16人槽～20人槽	8,600円																									
21人槽～25人槽	10,900円																									
26人槽～30人槽	12,100円																									
31人槽～40人槽	14,300円																									
41人槽～50人槽	16,600円																									
51人槽	別に定める																									
業務用使用料体系の 概要・考え方																										
その他の使用料体系の 概要・考え方																										
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	4,970 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	5,750 円																					
	平成29年度	4,970 円		平成29年度	5,470 円																					
	平成30年度	4,970 円		平成30年度	5,530 円																					

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名
事 業 運 営 組 織	建設部水環境課下水道係、配置人員3名
	<p>組織図</p> <pre> graph TD A[水環境課長] --> B[課長補佐] B --> C[副主幹兼主任技師] C --> D[下水道係長] D --> E[係員] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設維持管理委託 生活排水処理施設使用料収納業務委託
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※別紙のとおり

(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

人口減少社会の到来により、当町をはじめ地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く状況も、厳しさを増しています。また、下水道への加入促進、下水道施設の維持更新等の課題を抱えています。

表1 日本の地域別将来人口推計値(平成30年3月)

年 次	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
一戸町(人)	12,919	11,663	10,451	9,336	8,297	7,285	6,299

① 人口減少社会の進展

国勢調査による平成27年の当町の人口は12,919人となっており、昭和30年の26,581人をピークに減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所より示されている将来人口(平成30年3月推計値)は表1のとおりで、今後も減少していくことが見込まれています。人口減少は下水道使用料の減収を招き、また下水道事業の経営や施設管理の現場を担う人材不足により、持続的な下水道サービスの提供に影響が出ることが予想されます。

② 特別会計・企業会計の経営健全化

下水道事業などの特別会計及び上水道の企業会計は、一般会計において負担すべき経費を除き、本来、特定の収入で運営する独立採算性が基本ですが、下水道事業会計などの特別会計では、一般会計からの赤字補てん的な繰入金(一般会計側から見れば繰出金)を一部財源として運営してきました。これら一般会計から特別会計への繰出金は、町財政を圧迫する要因にもなることから、経営の見直しを行い、一般会計からの繰出金を最小限に抑えなければなりません。表2は、平成24年度～30年度の使用料収入、維持管理費、汚水処理費等の推移を示したものです。経費回収率(使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標)を見てみると、平成26年度からは100%を越えています。今のところ、使用料収入で汚水処理費を賄うことができますが、今後浄化槽の老朽化が進み、維持管理費等が多くなると見込まれるので、楽観はできない状況です。

表2 使用料収入、汚水処理費、一般会計繰入金等の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料収入(千円)	7,724	9,019	10,206	11,525	12,801	13,898	15,034
維持管理費(千円)	4,422	4,328	4,619	5,726	5,932	7,475	7,482
汚水処理費(千円)	10,784	11,054	7,309	8,839	8,450	10,721	11,052
一般会計繰入金(千円)	0	0	0	1,900	0	1,919	2,000
年間有収水量(m ³)	25,474	29,065	29,415	38,136	44,552	50,786	74,331
使用料単価(円/m ³)	303.2	310.3	347.0	302.2	287.3	273.7	276.7
汚水処理原価(円/m ³)	423	380	249	232	190	211	203
経費回収率(%)	71.6	81.6	139.6	130.4	151.5	129.6	136.0

※ 使用料単価(円/m³) = 使用料収入 ÷ 年間有収水量 (有収水量1m³あたりの使用料収入)

汚水処理原価(円/m³) = 汚水処理費 ÷ 年間有収水量 (有収水量1m³あたりの汚水処理費)

経費回収率(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100

(下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされている。)

③長期的な視点

今後は人口減少、節水志向、施設の老朽化がさらに進むことが見込まれるため、収支の悪化が懸念されます。持続的に下水道サービスを提供していくためには、経営の現状を客観的に把握して、将来の見通しを明らかにした上で、経営基盤を強化する取り組みが重要となってきます。このため、人口減少などの変化を踏まえ、長期的な収支バランスを見通した収支計画により、事業を進めていきます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、平成28年度に策定した一戸町汚水処理施設概成アクションプランを根拠として算出しています。処理区域内人口は、浄化槽の設置基数の増とともに増加しますが、行政区人口の減少もあり令和17年度をピークに減少する見込みとなっております。

【算出方法】

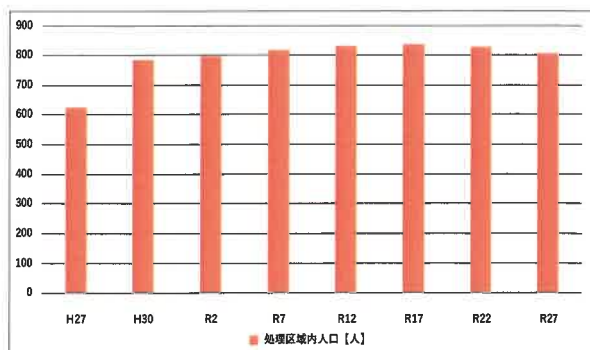
処理区域内人口 = 前年度処理区域内人口 × 行政人口減少率 + 新規浄化槽設置基数 × 行政区世帯人口

行政人口減少率 = 当概年度行政区人口 ÷ 前年度行政区人口

行政区世帯人口 = 平成30年度行政区人口を基として年0.1人減少すると仮定

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。

表3 処理区域内人口の推移



(2) 有収水量の予測

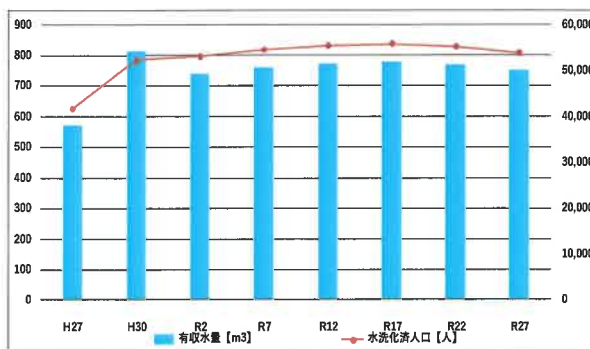
区域内人口の増減に伴い、有収水量も増減すると見込まれます。有収水量と同様に令和17年度をピークに減少する見込みとなっております。

【算出方法】

有収水量 = 水洗化済人口 (処理区域内人口) × 直近過去5年の1人あたりの有収水量の平均値 (62m³)

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。

表4 有収水量と水洗化人口の推移



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は定額制となっていることから、有収水量の減少は影響しませんが、新たに浄化槽が設置された場合には増収となり、浄化槽を設置している家屋が空家となった場合には減収となります。今回の計画では、浄化槽は毎年度、新規の設置があるものとして算出しており、浄化槽の基数も使用料収入も年々増加する見込みとなっております。

【算出方法】

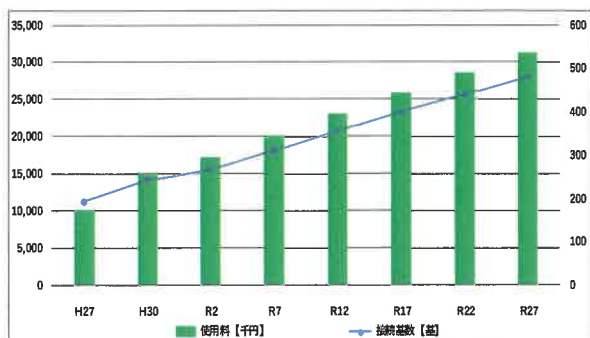
浄化槽基数 = 前年度浄化槽基数 × 行政世帯増減率 + 新規設置基数

行政世帯減少率 = 直近過去5年の平均世帯減少率

使用料収入 = 前年度使用料収入 + 前年度からの増加基数 × 7人槽使用料 (5,500円)

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。

表5 使用料と接続基数の推移



(4) 施設の見通し

本事業における浄化槽は設置から15年経過しているものもあり、老朽化が進んでいます。老朽化により、維持管理費が増加することと考えられることから、計画的な修繕を行い、長寿命化に努めていきます。

(5) 組織の見通し

当町では現在、下水道事業を職員3名で担当しており、今後も適切な下水道事業を行っていくために、適切な職員数を確保することなどの人員管理が必要となります。

3. 経営の基本方針

○「水環境の改善」に取り組み、町民がいつまでも安心して暮らせる「快適で安全・安心な町民生活の確保」を図ります。
○下水道施設の効率的な維持管理を通じ、下水道サービスを持続的に提供します。これに不可欠な財政基盤を健全性、収益性、効率性の観点から強化するとともに、経営資源を人材・技術・財源と幅広くとらえ、これらの確保に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	汚水処理実施計画、循環型社会形成推進地域計画に基づいて整備を進めます。現計画は令和2年度までとなっており、毎年20基(7人槽)の設置を計画しています。その後の計画においても毎年20基(7人槽)の設置を見込んでいます。

汚水処理実施計画、循環型社会形成推進地域計画に基づいて毎年度20基(7人槽)の設置を計画しているところですが、実態として年間10数基の設置に留まっており、設置基数も減少傾向にあります。そのことから、収支計画の策定においては、今後も新規の設置基数は減少していくと予測し、令和元年度は13基(確定値)、その後は毎年10基の新設を見込んでいます。

【計画期間の浄化槽工事費見込み】

令和元年度 設置基数:13基(5人槽:3基、7人槽:6基、10人槽:4基)
工事費:21,343千円

令和2年度～10年度 設置基数:10基(7人槽)
工事費:14,040千円

【工事費の積算の考え方】

令和元年度 請負工事費契約額の積上げ(うち3基は未契約のため見込み)
令和2年度から10年度 (国費基準額1,104千円+単費300千円)×10基分

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	安定した使用料収入の確保と経費の抑制削減を目指し、継続して経費回収率100%を実現できるように努めていきます。

○収益的収入

当該事業における主な収入は、料金収入となっています。

料金収入は定額制となっているため、使用水量の減少は直接収入に影響はしませんが、浄化槽を設置している家屋が空き家となった場合は、浄化槽が使用されなくなり減収になります。今回の計画では、浄化槽は毎年度、新規設置基数があるものとして算出しており、浄化槽の基数も使用料収入も年々増加する見込みとなっております。

○資本的収入

浄化槽設置工事の実施予定により、工事分担金、工事負担金、国庫補助金、地方債を算出し、経営の安定を図るため他会計補助金(一般会計繰入金)を見込んでいます。

【諸収入の積算の考え方】

工事分担金 町条例で定められた人槽別の分担金額
工事負担金 補強工事等の標準事業以外の工事が発生した際の金額
国庫補助金 現行の国庫補助制度による
地方債 工事費から上記諸収入を差引いた金額
繰入金 繰入基準等を基に算出

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

浄化槽の汚泥汲取手数料、検査手数料、修繕料などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものです。維持管理費は、浄化槽の老朽化に伴い、維持管理費は年々増加の傾向にあるので、資産の長寿命化にも力を入れ、計画的な修繕を行い、経費の抑制削減を目指します。

【投資以外の経費の積算の考え方】

人件費 前年度の費用×直近過去5年の平均伸び率
維持管理費 過去の実績を基に、毎年の浄化槽新規設置分にかかる費用を前年度からの増加分として反映

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされています。</p> <p>今後も下水道事業を安定的に供給し続けるためには、使用料収入による汚水処理原価の回収率を高めることで、一般会計からの繰出金に過度に依存せず、長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があります。昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。</p> <p>下水道使用料の適正化を進めることは、町の財政にとっても重要な事なので、総務省の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータを活用して改善策を検討します。</p>
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<p>下水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しいものとなっており、指定管理者制度、PPP/PFIなどの民間手法の導入や活用を行うことで、事業の効率化・活性化を検討する必要があります。</p>
職員給与費に関する事項	<p>地方財政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう定員適正化に取り組めます。</p>
動力費に関する事項	<p>浄化槽における薬品費、修繕費などの維持管理費は、適切な汚水処理を行ううえで必要不可欠な経費であり、町の汚水処理の効率化を図るため、総合的な管理運営に努めます。</p>
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の進捗管理は各年度末に行い、見直しは3年毎に行います。その場合の視点は平成31年3月29日付総務省通知の経営戦略策定・改定ガイドラインおよび経営戦略策定・改定マニュアルを基本とします。 また、下水道事業は公営企業であるので説明責任があります。使用料は公共料金で住民生活に密接に関連するものなので、その算定根拠、事業経営状況、経費削減等の経営努力等についての情報を公開して透明性を確保します。
---------------------	--

経営比較分析表（平成29年度決算）

岩手県 一戸町

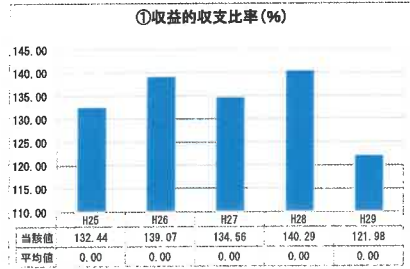
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	5.87	100.00	4,970

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,830	300.03	42.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
736	2.90	253.79

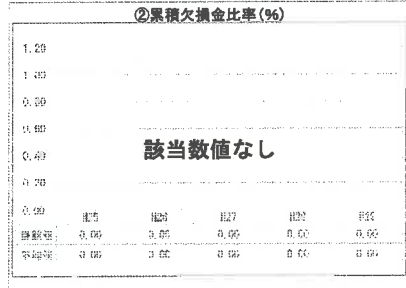
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成29年度全国平均

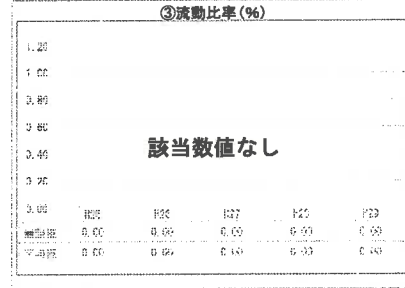
1. 経営の健全性・効率性



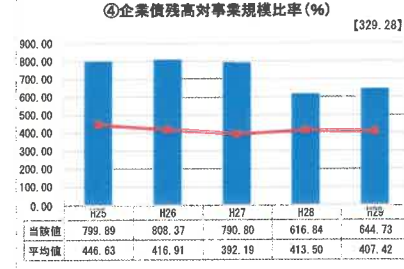
「単年度の収支」



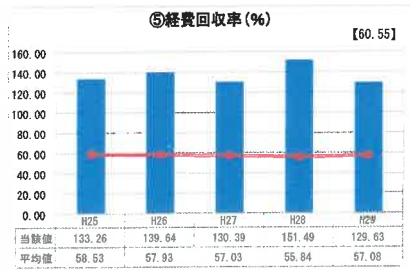
「累積欠損」



「支払能力」



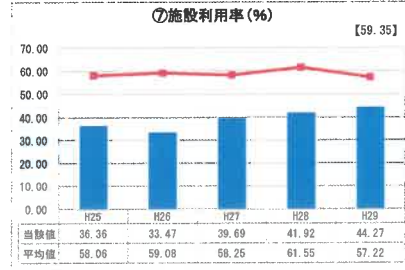
「債務残高」



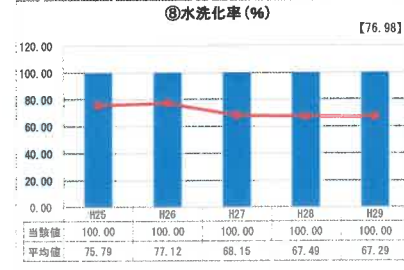
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

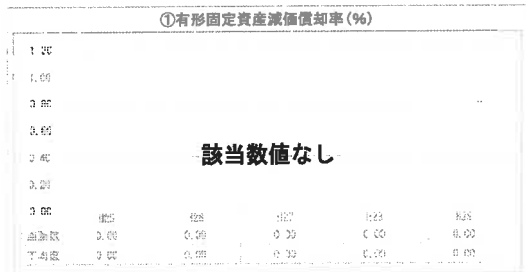


「施設の効率性」

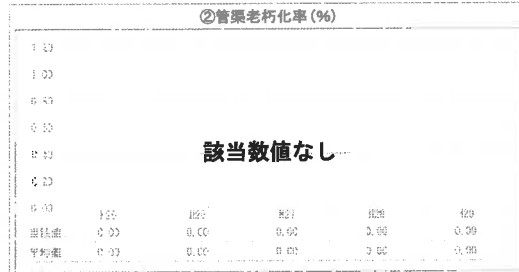


「使用料対象の捕捉」

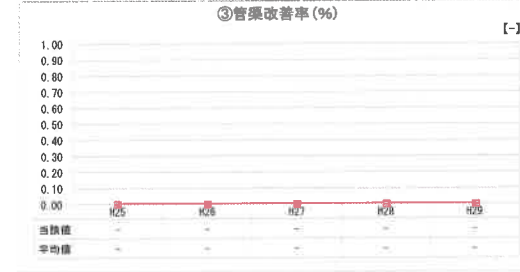
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、黒字を示しているが、昨年度に比べて浄化槽の汚泥汲取り費用の増により、比率が減少した。今後は、効率的な施設管理による維持管理費の経費削減に努める。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体に比べて高い比率となっている。現在も新規の設備投資を行っていることから、今後も同水準で推移すると考えられるため、収支状況、将来の元利償還の負担を注視し、新規の起債発行の抑制に努める。

⑤経費回収率については、類似団体に比べ、良好な値を示しているが、将来の元利償還に係る負担増が予想されるため、今後の動向に注視する必要がある。

⑥汚水処理原価については、類似団体に比べ、良好な値を示しているが、将来の元利償還に係る負担増が予想されるため、今後の動向に注視する必要がある。

⑦施設利用率については、浄化槽の規格が使用水量実態ではなく、原則として延床面積で決定されていることなどが、類似団体に比べ低い値を示す一因であると考えられる。一方で、新規に設置する浄化槽については、使用実態に即し、人槽の小規模化を図るなど、効率的な施設利用の達成を図る必要がある。

⑧水洗化率については、水洗化希望者のみ設置を行っているため、類似団体に比べ高い値を示しており、現状維持を図るものとする。

2. 老朽化の状況について

浄化槽躯体の耐用年数については、実態として30～50年程度とされている（持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアルより）。

特定地域生活排水処理事業については、平成29年度末において供用開始より14年経過したところであり、老朽化による浄化槽躯体の更新を行った実績はない。

全体総括

特定地域生活排水処理事業については、収益的収支比率、経費回収率が示すように、現状として類似団体に比べ良好な状態にある。

一方で、新たな設備投資を行っていく必要があるが、今後、総費用に占める元利償還金割合が増加していくことが見込まれるため、起債の新規発行の抑制に努める必要がある。

このため、今後新規に設置する浄化槽については、使用者の実態に即し、人槽の小規模化を図るなど過大な設備投資を抑制するとともに、経営指標を注視した事業運営を図る必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

区 分		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		(決算)	(決算)	(決算)								
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	13,406	14,616	15,620	16,863	17,794	18,389	18,983	19,577	20,170	20,765
	(1)	営 業 収 益 (B)	12,801	13,898	15,034	16,380	17,334	17,929	18,523	19,117	19,710	20,305
		ア 料 金 収 入	12,801	13,898	15,034	16,380	17,334	17,929	18,523	19,117	19,710	20,305
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他										
	(2)	営 業 外 収 益	605	718	586	483	460	460	460	460	460	460
		ア 他 会 計 繰 入 金										
		イ そ の 他	605	718	586	483	460	460	460	460	460	460
	2	総 費 用 (D)	7,322	8,900	8,923	9,463	9,797	10,076	10,366	10,654	10,970	11,224
	(1)	営 業 費 用	5,932	7,475	7,482	8,036	8,373	8,671	8,988	9,304	9,620	9,936
		ア 職 員 給 与 費										
		う ち 退 職 手 当										
		イ そ の 他	5,932	7,475	7,482	8,036	8,373	8,671	8,988	9,304	9,620	9,936
	(2)	営 業 外 費 用	1,390	1,425	1,441	1,427	1,424	1,405	1,378	1,350	1,350	1,288
	ア 支 払 利 息	1,390	1,425	1,441	1,427	1,424	1,405	1,378	1,350	1,350	1,288	
	う ち 一 時 借 入 金 利 息											
	イ そ の 他											
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,084	5,716	6,697	7,400	7,997	8,313	8,617	8,923	9,200	9,541	
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	26,743	25,291	26,308	23,417	15,922	16,343	16,279	16,222	16,573	17,050
	(1)	地 方 債	16,800	15,100	15,500	13,700	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
		う ち 資 本 費 平 準 化 債										
	(2)	他 会 計 補 助 金		1,919	2,000	1,582	1,714	2,135	2,071	2,014	2,365	2,842
	(3)	他 会 計 借 入 金										
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	6,804	5,813	6,712	5,261	3,808	3,808	3,808	3,808	3,808	3,808
	(6)	工 事 負 担 金	3,139	2,459	2,096	2,874	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	(7)	そ の 他										
	2	資 本 的 支 出 (G)	33,422	31,067	33,012	30,846	23,919	24,656	24,896	25,145	25,773	26,591
	(1)	建 設 改 良 費	30,488	27,685	28,829	26,360	19,382	19,561	19,745	19,937	20,135	20,341
		う ち 職 員 給 与 費	3,691	4,278	4,288	4,784	4,956	5,135	5,319	5,511	5,709	5,915
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	2,234	3,082	3,583	4,486	4,537	5,095	5,151	5,208	5,638	6,250
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	700	300	600								
(5)	そ の 他											
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 6,679	△ 5,776	△ 6,704	△ 7,429	△ 7,997	△ 8,313	△ 8,617	△ 8,923	△ 9,200	△ 9,541	

投資・財政計画 (収支計画)

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		(決算)	(決算)	(決算)							
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 595	△ 60	△ 7	△ 29						
積 立 金	(K)										
前年度からの繰越金	(L)	691	96	36	29						
前年度繰上充用金	(M)										
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	96	36	29							
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)										
実 質 収 支	黒 字 (P)	96	19	29							
	赤 字 (Q)										
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	140.3%	122.0%	124.9%	121%	124%	121%	122%	123%	121%	119%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)										
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	12,801	13,898	15,034	16,380	17,334	17,929	18,523	19,117	19,710	20,305
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$										
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)										
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)										
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)										
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$										
他会計借入金残高	(W)										
地 方 債 残 高	(X)	105,705	117,724	129,641	138,955	143,218	146,923	150,573	154,165	157,326	159,876

○他会計繰入金

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		(決算)	(決算)	(決算)							
収益的収支分											
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金										
資本的収支分			1,919	2,000	1,582	1,714	2,135	2,071	2,014	2,365	2,842
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金		1,919	2,000	1,582	1,714	2,135	2,071	2,014	2,365	2,842
合 計			1,919	2,000	1,582	1,714	2,135	2,071	2,014	2,365	2,842